

令和2年6月19日
教育委員会事務局総務課
内線：4523

群馬県公文書等管理委員会への諮問について

群馬県公文書等の管理に関する条例により、文書館に移管された歴史公文書等（特定歴史公文書等）の保存方法や利用請求の手続等については教育委員会規則で定めることとされています。

当該規則について、令和2年7月10日に開催される第1回群馬県公文書等管理委員会に諮問します。

○規則の名称

群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則

○施行日

令和3年4月1日